

## 環境省 中小企業の温室効果ガス削減目標に向けた脱炭素経営促進モデル事業

### 公募要領

#### 1 背景及び目的

2020年10月、政府が「2050年カーボンニュートラル」や、「温室効果ガスを2013年度比46%削減、そして50%の高みに向けて挑戦を続ける」という2030年度目標を発表したことを背景に、大企業を中心としたSBT（パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する温室効果ガス排出削減目標）等の脱炭素経営への取組が広がっています。中小企業における脱炭素経営への取組は、エネルギー価格の高騰への対策や、新たなビジネスチャンスの獲得や事業の持続可能性の確保が期待されます。

カーボンニュートラルの目標達成には個々の企業が脱炭素経営へ取り組むことが重要である一方、経営資源の限られる中小企業では取り組むには難易度が高いケースも考えられます。そのため、中小企業の取組を促進させるためには、他の主体と連携することが重要となります。

このため、中小企業における中長期の目標設定とその取組を促進させるために、「中小企業の温室効果ガス削減目標に向けた脱炭素経営促進モデル事業」を実施することとしました。

本事業により、モデル事業を通じて参加企業の脱炭素経営を促進し、中小企業における脱炭素経営促進に向けたロールモデルを確立するとともに、得られた知見や取組事例等をハンドブックへ反映し、他企業への横展開を目指します。

つきましては本事業へ参加を希望する企業を以下のとおり募集します。

なお、本事業に関する運営は、環境省から委託を受けた「株式会社ベイカレント・コンサルティング」が事務局となって実施します。

#### 2 モデル事業の内容

##### 2.1 公募の対象となる企業

本事業は、中小企業を対象に実施します。

※ 中小企業の定義は、中小企業庁による「中小企業・小規模事業者の定義」に基づく。

(ホームページ：<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

##### 2.2 今年度モデル事業での注力領域

今年度のモデル事業では、より先進的なロールモデルを創出するために、これまで多数実施してきた製造業以外の業種や、他の主体との連携を想定している企業を優先採択します。

##### 2.3 モデル事業の進め方とスケジュール

本事業では、約4～5ヶ月間にわたり、脱炭素経営に取り組む意義を明らかにした上で、削減施策を立案し、その削減計画のとりまとめを行っていただきます。また、モデル事業の結果を踏まえ、2月に社内報告会と合同報告会を開催します。

なお、モデル事業の進め方とスケジュールは、標準的なものとして以下を想定していますが、参加企業の取組状況に応じて、参加企業毎に調整します。

##### ① 脱炭素経営に取り組む意義の明確化（10月）

- 現在の経営状況の可視化
- 地域の脱炭素計画等の情報収集

- 取り組む意義やゴール設定の社内検討
- ② 課題抽出及び特定（10月～11月）
  - 電気料金等のデータ収集/排出量の算定/分析
  - 排出量の可視化
  - 自社の課題と地域の課題の共通点検討
- ③ 削減施策の立案（12月）
  - 削減施策の洗い出し
  - 削減施策の優先順位付け
  - 他の主体との交渉
- ④ 計画の策定（1月）
  - 削減計画の作成
  - 助成金申請の検討

## 2.4 モデル事業の支援内容

参加企業が主体的に上記作業を進め、円滑に進むようベイカレント・コンサルティングが伴走します。具体的には、参加企業の本社や事業所、あるいはウェブ会議等で面談（4回程度）し、検討の進め方や課題の抽出及び特定に関するアドバイス、取組事例の提示等を実施します。

## 3 応募方法

### 3.1 参加企業の選定で考慮する観点

#### 1) 必須要件

- ・ モデル事業への意欲
  - 中長期の脱炭素目標を設定、又は設定を検討している
  - 本事業への意欲が高く、必要な要員・時間・コスト等のリソースを確保できる
  - 温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる、又は取組を具体的に検討している
- ・ モデル事業の実現性
  - 温室効果ガスの排出量等、必要なデータが取得できる、又は排出量を算定している
  - モデル事業の成果について、ハンドブック改定や開示に協力する

#### 2) 任意要件

- ・ モデル事業の実現性
  - 脱炭素経営に取り組む上での課題が顕在化している
- ・ モデル事業の先進性
  - 製造業以外の業種、又は他の主体との連携を想定している
  - 温室効果ガス排出量の削減施策は、地域の特性を活かした工夫がある
  - 脱炭素経営の取組事例として他企業に展開できる可能性がある

### 3.2 募集期間

令和4年8月19日（金）～9月23日（金）17時まで

### 3.3 応募手続及び参加企業の採択

#### 1) 応募手続

本事業への参加を希望する企業は、「募集要項」（添付資料3）に必要事項を記載の上、提出期限までにベイカレント・コンサルティングへメールにて提出してください。提出された募集要領は本事業の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討以外の目的には使用しません。なお、募集要領を提出した企業には、事務局から募集要領の内容について問い合わせの連絡をさせていただきます。

## 2) 申請書提出先

E-mail: [moe\\_sbt\\_support@baycurrent.co.jp](mailto:moe_sbt_support@baycurrent.co.jp)

本事業の事務局（株式会社ベイカレント・コンサルティング）

## 3) 採択基準と採択企業数

「3.1 参加企業の選定で考慮する観点」の必須要件を満たしている中小企業のうち、申請内容や業種、企業規模等を総合的に考慮し、5社程度を採択します。

## 3.4 免責事項

- 1) 本事業は、株式会社ベイカレント・コンサルティングが実施する。申請書を提出した企業は、本支援の採択に関する審査、及び採択企業に対する支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省のほか、ベイカレント・コンサルティングにも共有されることに同意すること。
- 2) 本事業に関する参加企業の交通費等は、参加企業が負担すること（なお、ベイカレント・コンサルティングに発生する費用については環境省が負担するため、参加企業に負担は生じない）。
- 3) 本事業に参加する企業は、環境省WEB サイト等において支援事業の参加企業として公表する。
- 4) 本事業において作成した資料の著作権は環境省及びベイカレント・コンサルティングに属し、参加企業は非独占的使用権を許諾されるものとする（複製、改変に関しては自己利用のみ可能）。
- 5) 本事業において、環境省及びベイカレント・コンサルティングに提供された企業情報及び個人情報については、本委託事業の遂行に必要とされる範囲に限り、環境省及びベイカレント・コンサルティングと提携先が使用することに同意すること。
- 6) 必要に応じて、ベイカレント・コンサルティングと秘密保持契約を締結した上で本事業に参加することができるが、契約書の文言についてはベイカレント・コンサルティングが提示するフォーマットをベースに協議の上、決定すること。
- 7) 本事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本支援を中止する場合がある。
- 8) 参加企業は、参加企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。

## 3.5 お問い合わせ先

株式会社ベイカレント・コンサルティング

E-mail : [moe\\_sbt\\_support@baycurrent.co.jp](mailto:moe_sbt_support@baycurrent.co.jp)

以 上